

御所市介護保険認定審査会システム等
導入業務委託公募型プロポーザルに係る
仕様書

令和8年9月

御所市介護保険認定審査会システム等
導入業務委託事業者選定部会

1. 業務名

御所市介護保険認定審査会システム等導入業務

2. 目的

本業務は、介護認定審査会にタブレット端末等を利用するシステムを導入することにより、認定審査会において使用する紙の削減を促進するとともに、従来の介護認定審査会の業務や開催方法等を見直し、介護認定業務の効率化と申請から認定までの期間短縮を図るため、介護認定システムを導入する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

4. 業務委託内容

- (1) 介護認定審査会システムの構築
- (2) 介護認定審査会システム初期設定の実施
- (3) 操作研修の実施（事務局向け、審査会委員向け）
- (4) 介護認定審査会システムのサービス提供
- (5) 介護認定審査会システムの利用に伴うサーバーの保守及び
介護認定審査会システム操作・利用に関する問い合わせ対応

5. マニュアル作成

システムのバージョンアップ等による機能、操作に変更が生じた場合は、利用者向け、管理者/編集者（以下、総称して「使用者」という。）向け別にマニュアルを作成すること。

6. 操作講習会の実施

管理者/編集者及び利用者向けの操作講習会を実施すること。

(1) 管理者/編集者講習会

対象：管理者（事務局など会議管理責任者）、編集者（1次判定資料や合議体で使用する資料のアップロード・集計等を実施する事務局職員）

内容：管理メニュー、編集メニュー等のブラウザ版の操作説明

(2) 利用者講習会

対象：利用者（各合議体の審査委員など会議参加者）

内容：資料の読み方、メモ書き、1次判定結果に対する意見登録などのアプリ版（またはブラウザ版）の操作説明

開催方法は現地実施もしくはリモート実施とする。

現地実施の場合、操作講習会講師の宿泊に伴う諸経費は本市が認めた場合に限り別途、

有償とする。

リモート実施の場合、次の機材を別途費用にて貸与すること。

なお、本市での用意が可能なときは機材の貸与は不要とする。

- (1) 講師との通信用タブレット
- (2) 会議室用スピーカー
- (3) タブレットスタンド
- (4) 各種ケーブル類

7. システム利用時間

24時間365日を通じて、利用可能であること。(事前通知によるメンテナンス等の停止を除く。)

8. システムの仕様

次の仕様を満たすこと。

- (1) システムのデータセンターが日本国内のクラウド型でのシステムであること。
- (2) データ化する委員会資料、その他の文書ファイルをPDF形式でシステム上に登録し、タブレット端末及びパソコンを利用し、携帯電話回線及びWi-Fi環境を通じ、いつでもPDF文書ファイルを参照することができるシステムとすること。
- (3) 合議体・会議において、全端末で同じ資料を表示させる機能等、円滑な会議の進行に必要な機能を有するシステムとする。
- (4) 利用者が閲覧するタブレット端末及びパソコンにおいて、PDF文書ファイルを閲覧するビューアソフトは、Android及びiOSに対応したものとする。また、Windows搭載パソコンのブラウザからも閲覧できるものとする。(ビューアソフトはブラウザ可)
- (5) データのアップロードは、本市のインターネット接続環境から行えること。また、Windows搭載パソコンからwebブラウザを用いて容易に行えること。
- (6) 文書ファイルの閲覧及びアップロードについて、1000ページ、100MB程度の文書ファイルでも支障なく閲覧、アップロードができること。
- (7) 最大20IDのアカウントが同時にクラウドサーバーにアクセスし、支障なく会議を行うことのできるシステムであること。
- (8) クラウドサーバーは、保存可能なデータ容量を1GB以上確保すること。

- (9) アカウントの数やファイル容量については、必要に応じ協議の上、増減することができること。
- (10) 利用者ごとにアカウントのID及びパスワードを設定し、設定変更等ができること。
- (11) システム管理者が、ユーザーやユーザーグループごとに利用可能な機能の制限ができること。
- (12) 地方自治体への契約行為を介した導入実績が100件以上あるシステムであること。
- (13) 地方自治体への契約行為を介した導入実績のうち、介護認定審査会での導入実績が20件以上あるシステムであること。
- (14) 合議体別に会議設定を行う際、指定したオンラインURLを設定可能であること。
- (15) 複数名でまとめた対象者データPDFの取り込みを行うことが出来、対象者一覧の自動作成が可能であること。また取込み後のPDFデータは対象者毎に自動分割され、クラウド上に格納される機能を有すること。
- (16) 各審査委員による事前審査の意見登録が可能であり、「要支援Ⅰ」や「要介護Ⅰ」といった選択肢から選択できること。また認定の申請区分や有効期間に関する各種項目を選択肢として自由に作成でき、介護認定審査会に則した運用が可能であること。
- (17) 審査対象一覧表示画面を有し、「申請区分」「性別」「年齢」「1次判定結果」が表示される仕様であること。
- (18) 要支援・介護認定有効期間、ならびに申請区分を選択することができ、それぞれ任意で項目を設定・編集することができること。
- (19) 事前審査の意見登録後、各審査委員の集計については本システムで自動集計し、事務局がCSVファイルとしてダウンロードが可能であること。
- (20) 本システム内で2次判定結果の入力が可能とし、2次判定結果をCSVファイルとしてダウンロードが可能であること。
- (21) 本システムのバージョンアップがあった場合は、本市への事前通知により、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則無償とすること。
- (22) その他、本システム等の機能を維持する上で当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとし、別紙の機能要件書の要件を満たすこと。

9. セキュリティ対策について

セキュリティについては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 公開前文書や非公開文書が、インターネット上に流出することのないようにセキュリティ対策が講じられていること。また、不正アクセス、情報漏えい及びウイルス対策が講じられていること。
- (2) アクセスログを最低12か月間保管し、必要に応じて本市に提示又は提出すること。
- (3) IP アドレス、端末種別によるアクセス制限が行えること。
- (4) 不正アクセスがあった場合は、直ちに本市に報告するとともに、被害の調査・対応、原因究明及び再発防止対策を行うこと。
- (5) 修正パッチやセキュリティホール対策の日常管理を行うこと。
- (6) サーバーと端末間の通信経路は暗号化通信により行うこと。

10. 本システムの動作環境

次の動作環境を満たすこと。

- (1) 本システムの利用に支障のない十分なスペックのサーバー機で構成すること。
- (2) 本システムの利用に際してのアクセス性能は、良好な反応速度を保つこと。
- (3) 無停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して利用できるよう対策が講じられていること。
- (4) 不正アクセス、異常アクセス等の不正プログラム対策（アンチウイルスソフト等）が講じられていること。
- (5) 24時間365日の監視体制を敷き、サーバーがダウンするなど、トラブルが発生した場合は、直ちに復旧できる対策が講じられていること。

11. 本システム（クラウド）データセンター

次の仕様を満たすこと。

- (1) データセンターは、日本国内にあり24時間365日の利用を実現すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び水の被害を防止する措置がとられていること。

- (3) 建物の出入りに防犯対策が講じられていること。
- (4) データセンターには事前に登録された者のみが入館できるよう、入退館が管理されていること。
- (5) 停電対策として、異系統による本線及び予備線電源線受電方式による多重化又は定電圧定周波数装置、非常用自家発電装置の連動による対策が取られていること。
- (6) サーバー等のセキュリティ対策は下記のとおりとする。
 - (ア) 厳重な情報セキュリティ対策を取ること。(OS/AP脆弱性、保守管理、侵入対策、DBサーバーの分離等)
 - (イ) 利用者に対し、ドメイン及びサーバーの信頼性を提供すること。(ドメイン名称、名義(管理責任)、暗号化、署名アルゴリズム等)
 - (ウ) プログラミング上のセキュリティ対策と、不要ポート・システムの削除を行うこと。
(AP対策(Injection、XSS、CSRF、セッション管理等)、システムポート対策)
- (7) 日次によるバックアップに対応していること。また、サーバー機器故障、サーバー管理者の操作ミス等によりシステムに登録されたデータが失われることのないよう対策を講じること。

12. サーバーの保守・管理について

本仕様書の内容に基づき、必要なサーバーの保守を行うこと。また、利用支援を次のとおり実施すること。

- (1) 利用支援のため、サポート窓口を整備すること。
- (1) 対応時間は、午前9時から午後6時までとする。(土・日・祝日および本システム受託者が定めた休日を除く)
- (2) 緊急時等の場合は、前号の時間外にも対応可能とする。
- (3) 電話又はメールでの問い合わせ対応を実施すること。

13. 障害時の対応について

サーバー障害の際には、次のとおり対応すること。

- (1) 本市が障害を検知して受託者に連絡した場合、受託者営業時間内においては速やかに電話又はメールで1次回答をすること。受託者営業時間外の場合には、障害の程度により適宜協議すること。
- (2) 受託者が障害を検知した場合、受託者営業時間内においては検知から迅速に本市に連絡の上、速やかに電話又はメールで1次回答をすること。受託者営業時間外の場合には、障害の程度により適宜判断して連絡すること。
- (3) 障害があった場合、復旧のための体制をとり、原則として、本市からの連絡又は受託者による検知から、適切な時間内に復旧すること。ただし、具体的な復旧時間は障害の内容や状況により異なるため、その都度適切な対応を行うこと。
- (4) 障害が復旧した場合、受託者は、障害状況・発生原因・事後対策等についての報告を本市へ行うこと。

14. サポート体制について

本システムの円滑な利用のためサポート体制を確保し迅速に必要な支援ができること。

- (1) 本システムを利用する前に、アプリのインストール作業やログイン作業を除く必要な初期設定を行うこと。
- (2) 各種マニュアルや操作動画、利用ノウハウに関する資料等が格納されている「サポートフォルダ」が提供されること。また、格納資料に改版が発生した場合は自動的に最新版に差し替えられること。
- (3) システムの利用者（認定審査委員）と管理者（事務局職員）に対して講習会を行うこと。

15. その他

- (1) 本業務において、業務遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ利用し、市の同意なくして第三者に漏えい又は開示してはならない。
- (2) 本業務の契約完了後は、本業務に関する情報を全て返却又は確実に廃棄し、書面にて廃棄証明書を提出すること。
- (3) 契約終了後に他の事業者が本業務を引き継ぐ場合、その時点で蓄積されたデータの引き渡しや業務の引き継ぎについて、システム継続に支障がないよう協力するものとする。

- (4) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議の上、誠意を持って速やかに解決すること。